日本近代史学の思想史的研究——「国史学」と「皇国史観」の関係について——

池田智文

目　次

序　章　本研究の問題意識
第一章　近代「国史学」研究の視座—「実証主義」批判—
第二章　「皇国史観」研究の視座—日本における歴史思想の特性として—
第三章　近代「皇国史観」の成立
第四章　近代「国史学」の成立
第五章　重野安繹における「史学」と「道徳」
第六章　久米邦武における神道論と古代史認識
第七章　近代「国史学」発展期の史学思想
第八章　帝国主義的歴史認識の形成
第九章　南北朝正閏問題
第十章　一九二〇年代の「国史学」の史学思想
終　章　戦後歴史学への視座—戦後初期の天皇制論・歴史学論—
補論1　山路愛山の史学思想—在野史学研究序説—
補論2　〈日本文化史〉論に関する一考察
補論3　〈日本思想史〉論に関する一考察
あとがき・初出一覧

一　本研究の問題意識

本研究は、日本近代史学史研究の分野に属するものであるが、特に筆者は、帝国大学系の近代「国史学」の研究主体の歴史認識に、成立当初から近代天皇制国家の体制イデオロギーの基盤である「皇国史観」の思想性が強く窺えることに着目し、「国史学」の学問方法論・体制的性格をふまえながら、個々の研究主体の論考等に窺える「皇国史観」的歴史認識の性格を時代状況に即して剔抉し、「国史学」と「皇国史観」との一体化関係（＝「皇国史観」に貫かれた「実証主義」の実態）を思想史研究の観点から明らかにした。歴史学が客観的かつ厳密な史料批判によって過去の史実を実証するのみに止まらず、それらを総合的に検証し一定の歴史像を構築する学問であり、その学問営為に研究主体の思想が色濃く反映される以上、思想史的視角をもたない学問発達史研究はともすれば研究史の総括のような表層的な考察成果しか生み出さないと考えたからである。

本研究が対象とする近代「国史学」とは、明治新政府の正史編纂

事業の過程で形成された考証史学の方法論と、帝国大学文科大学史学科に移植されたドイツ近代史学の方法論が相俟って成立した「官学アカデミズム」の日本史学を意味する。そして、その学知体系の性格には、その後の研究分野・方法論の多様化の過程を経て現在の日本史学の直接的源流に位置づけられるという学問発達史的側面と、同じくその過程を経て、特に十五年戦争下の天皇制ファシズム期に、平泉澄を初めとする研究者たちが「皇国史観」に立脚した史論を喧伝し、戦時体制下の国家のイデオロギー政策を学問の面から権威的に補完したという思想史的側面がある。これら二面性の形成要因について、従来の理解は、日本近代史学史の展開が、研究分野の多様化、史料の蒐集・出版、研究機関の発展など近代的学問の構築史として認識され、天皇制ファシズム期が言わば「学問の自由」を束縛された受難期とされていることから、研究者が〈歴史観＝思想〉の問題に不関与の姿勢をとったことや、天皇制教育体制における〈学問と教育の分離〉などに求められてきた感がある。しかし、筆者は、近代「国史学」の成立・発展の歴史が、天皇制イデオロギーの柱である「皇国史観」的歴史認識の虚妄性を証明しうる学問的能力を持ちながら、その問題をタブー視し、それに直接抵触しない箇所に研究テーマを設定するという態度を維持し続け、更に現実の天皇制国家のイデオロギーに対する無批判な思想性、すなわち対国家権力意識における思想的脆弱性とも言うべき思想性を再生産していく歴史でもあり、前述の二面性の形成要因が、この歴史的過程自体に内在していると考える。そして、その歴史的過程への論究視座は、従来指摘されてきたような、久米邦武筆禍事件・南北朝正閏問題・津田左右吉筆禍事件という学問弾圧の影響という視座からのみでは十分ではなく、むしろ、「国史学」の研究主体・組織の思想性と、日本近代史の展開過程の中で国民の思想収奪をはかった近代天皇制国家のイデオロギーとの関係に視座を設定した思想史的研究、すなわち「国史学」の研究者に内在する学問方法論的問題・思想的問題を通時的に剔抉していく方法が必要となると考える。すなわち史学史の思想史的研究である。その意味において、本稿は、近代「国史学」と「皇国史観」の相互補完関係――歴史認識における一体化関係――について論究したものでもある。そして、本稿では対象とする時間軸を、主に明治維新期から一九三〇年頃までの時期に設定し、当時期の「国史学」の研究主体の歴史認識の問題点を剔抉した。本来ならば、戦時体制下の「国史学」と「皇国史観」の関係にも論究すべきであろうが、筆者は、その時期の両者の一体化関係を、明治初期から一九三〇年頃にかけて次第に形成されていった両者の関係の帰着であると考えている。それゆえ、当時期の検討は他日を期し、本稿では一体化関係の形成過程とも言うべき時期に限定した。次に章を改めて本稿各章（第一章～第十章）・補論三篇の概要を論ずる。

二　本稿各章の概要

第一章　近代「国史学」研究の視座
――「実証主義」批判――

本章では、史学史研究自体の歴史的性格をふまえ、その研究意義を「歴史学の自己省察」という点において理解し、戦後歴史学において見出された「実証主義」批判を中心に研究史を顧み、本稿の視座である「実証主義」批判の立場を明らかにした。「歴史学の自己省察」とは、研究主体が自らの学問営為の基盤に存在する歴史学自体を問題とすることで成立する批判的自己認識を意味する。その意味において、筆者は、日本近代史学史研究のパイオニア的存在である大久保利謙の一連の研究について、自身の学問営為の基盤に存在する近代史学の学問方法論を問題としたことを評価しつつも、対象とする研究主体の思想的問題についての掘り下げが不十分であり、この思想的問題を掘り下げたものが戦後歴史学の問題意識であったと考える。

家永三郎・岩井忠熊・永原慶二らに共通する問題意識の一つは「実証主義」の「無思想」性であった。それは、近代天皇制国家と一体化する思想性を意味する。しかし、この問題意識は、東西冷戦体制崩壊後のポストモダンの思想情況の中では枯渇し、近年は国民国家論の文脈から導き出される一国史（ナショナル・ヒストリー）批判と言語論的転回を背景にしたメタ・ヒストリーの方法論が史学史研究の主流となっている。こうした研究史の状況をふまえ、筆者は、家永・岩井・永原らの視座に立ち、「国史学」がその問題意識を史実究明にのみ限定する「実証主義」であったがゆえに、近代天皇制国家とそのイデオロギーからの自律性を確保しうるほどの思想性を確立させることができず、結果的に「皇国史観」的歴史認識と一体化する現象が生じたという仮説を設定した。

第二章　「皇国史観」研究の視座
――日本における歴史思想の特性として――

「皇国史観」とは日本歴史を「皇国」＝「天皇が統治する国家」の歴史として認識する歴史観を意味する。本章では、永原慶二・尾藤正英らの「皇国史観」研究の状況を確認し、更に宮地正人の国家神道研究と丸山眞男の「古層」論を「皇国史観」研究の文脈で位置づけ直し、本研究の柱である「皇国史観」を、平泉澄らの史論に代表される天皇制ファシズム期のみの歴史観ではなく、『記紀』以来の日本における歴史思想の特性として捉える視座を設定した。筆者は、「皇国史観」が「古層」としての歴史意識（歴史主義的思考・神道的宗教性に基づく歴史意識）を基盤としながら日本の前近代思想史の中で形成されたものであり、近代天皇制国家の正統的歴史観となることで強い政治性を持ち、言わば近代「皇国史観」として再構成されたと考えている。そして、その歴史観から導き出される歴史認

識は、「国体ノ精華」を開花させてきた人物や事件の叙述を通して、日本歴史を「万国ニ冠タル」ものとして描き出そうとする構成主義的歴史認識であり、客観的な史実の解明とその学問的評価を通じて歴史像を形成していく歴史学的認識とは異なり、初めから日本の「国体」への絶対的賛仰と無謬性を国民に教化することを目指す政治性をもっていた。天皇制ファシズム期においてファナティックに喧伝されるものは、そのイデオロギー的膨張の帰結である。

第三章　近代「皇国史観」の成立

本章では、近代天皇制国家が伝統的歴史意識と水戸史学（とくに後期水戸学の史論）に立脚するかたちで体制イデオロギーの基盤に据えた正統的歴史観を改めて近代「皇国史観」と位置づけ、その成立過程に論究した。近世儒家史学・水戸史学における〈皇統一系〉の理論は、歴史意識を過去へ遡及させる思想的営為をもたらし、「王政復古」の歴史意識の実践性を生み出し、神道国教化政策などの一連の近代天皇制イデオロギーの形成に多大な影響を与えた。明治新政府は「京都府下人民告諭大意」などの民衆教化文書を通して〈皇統一系〉・〈臣民道徳〉を基軸とした日本歴史像を公定化していき、その歴史認識の形態を帝国憲法・教育勅語体制における国家イデオロギーとして確立させた。それは、「憲法発布上諭」・『大日本帝国憲法議解』（伊藤博文・井上毅）・『勅語衍義』（井上哲次郎）などから析出できるように、日本歴史に〈皇統一系〉と〈臣民道徳〉の一貫性を見出すことで、〈過去〉と〈現在〉（更には〈未来〉）との間の一貫性・不変性を正当化するものであった。「万世一系ノ天皇」・「天壌無窮の神勅」、更には『国体の本義』に言う「永遠の今」などの観念的言辞に表象される歴史意識は、容易に〈過去〉を〈現在〉の理論的根拠とするという意味での政治性に直結するものであった。そして、その歴史認識の存立を保証する物象が〈皇統一系〉においては歴代天皇陵であり、〈臣民道徳〉においては湊川神社に代表されるような別格官幣社であった。また、同時期に政府は正史編纂事業を始めるが、いわゆる「修史の詔」は近代「皇国史観」を正史編纂事業という史学の立場から形成する旨の宣言であったと言えよう。

第四章　近代「国史学」の成立

本章では、近代天皇制国家における学問と教育の位置づけを再確認した上で、「国史学」の学問的性格と体制的性格について論究した。明治新政府は「王政復古」の理念に基づき六国史・『大日本史』を継受するかたちでの正史『大日本編年史』の編纂事業を進めるが、その過程で「国史学」の学問方法論である「考証史学＝実証主義史学」も形成されていった。この中心的存在であった重野安繹・久米邦武・星野恒らの漢学者は、『太平記』などの物語的歴史叙述と古文書との照合作業＝史料批判を通して史実考証を進めつつ、東京学士会院・史学会などでの講演活動を通して、近世以来の儒教的歴史観に対する批判（対外的啓蒙活動）を展開した。この点について、先

行研究では、重野らの史料考証のあり方が重視されていたため、本稿では「考証史学＝実証主義史学」の思想的問題についての論究を行った。

また、帝国憲法発布と同年に帝国大学に国史科が設置され、重野・久米・星野らが教授に就任した。これについて、近年の国民国家論からの研究は、国史科が近代国民国家としての日本の歴史的由来を明らかにするという目的のもとに設置された学科であることを指摘しているが、むしろ筆者は、続く帝国日本意識の問題との関係上、国史科と天皇制・国家主義の関係を抑え、改めて「国史学」の国家主義意識を剔抉することが必要であると考える。そのため、本稿では、特に史学会や帝国大学国史科の創設者である重野の「考証」論・史学論・帝国憲法論における、「国史学」と国家の関係意識を剔抉した。

「国史学」は、近代天皇制国家の文教政策という枠の中で構築された帝国大学自身の性格と、学問的側面における「考証学」的性格（＝「実証主義史学」としての性格）、体制的側面における「国史科」の国家主義的性格を基盤として成立したが、その学問方法論が、基本的な学問営為の場において、研究主体を取り囲む現実世界との接点を意識しない「考証史学＝実証主義史学」であったことは、研究主体の思想性をして、自身の置かれた社会的立場（官学アカデミズムとしての地位）や、自身を漠然と取り巻く大勢的思潮（帝国日本の発展の中での国家主義思想の拡大）に追従せしめ、その追従のあり方は逆に自身の学問姿勢を規定せしめることとなったと言えよう。このこと、研究主体の思想性において、国家からの自律性が学問・思想の次元から保証されない以上、必然的な展開であり、筆者はこの点にこそ研究主体において国家主義思想が成立し、「皇国史観」と一体化していった思想的要因を求めることができると考える。

第五章　重野安繹における「史学」と「道徳」

本章では、重野における道徳主義的歴史認識への批判の性格を『太平記』批判を通して検討した。本章で言う「道徳」とは天皇制教育における儒教的徳目であり、「皇国史観」的歴史認識においては「臣民」の行動規範として位置づけられたものである。

重野・久米・星野らは『大日本史』が依拠した『太平記』の史料批判を行ったが、その『太平記』批判は、一般に儒教的歴史認識（勧善懲悪主義・大義名分論）としての〈道徳主義史論〉に対する批判（「抹殺」論）として理解されている。しかし、成立期「国史学」の中心人物であった重野の〈道徳主義史論〉批判そのものを歴史的研究の対象にしようとした場合、重野の史学の方法論を考証史学と性格づけて〈道徳主義史論〉批判の展開過程及びその史学方法論の問題点を論じた大久保の研究成果を相対化・深化させた研究が少ないことに気づかざるをえない。そのため、本稿では、大久保の研究成果の問題点を再確認したうえで、『太平記』批判の思想的性格について、重野の『太平記』批判のあり方を「皇国史観」的歴史認識

の〈臣民道徳〉との関係から検討した。

重野において、学問営為（史学のあり方）と思想営為（国家・社会・道徳に対する意識のあり方）との関係は表面的には分離の様相を示していた。国家が重視する「忠臣」の存在・事跡を「抹殺」することと、国家的事業である官撰修史事業に参与することとは一見すれば矛盾の様相を呈しているからである。しかし、〈史学と国家の関係〉を密接不可分のものとして認識し、更に〈史学と道徳を結ぶ論理〉が学問的（「至公至平」＝「唯其実際ヲ伝ヘテ、自然世ノ勧懲トモナリ、名教ノ資トナル」＝「歴史」叙述）・思想的（「国体」論・国家主義思想）によって形成されていた以上、その歴史認識は頗る政治性をもったものとならざるをえない。重野の道徳主義的歴史認識への批判は、あくまでも史実の確定を意識した批判であり、史実の道徳への応用に積極的であった点には、近世儒家史学の「鑑戒」主義・「拠事直書」及び水戸史学の「国体」論の影響が看取できる。ここに、表面的には分離の様相を示していた学問営為と思想営為は近代天皇制国家の体制イデオロギーのもとに一体化し、結果として「国史学」はその思想性において国家からの自律性を確保しえないものとして成立するだけでなく、教育勅語に代表される体制イデオロギーとしての道徳理念を「国史学」という学問的立場から歴史的に正当化する担い手として、換言すれば、国家と道徳とを繋ぐ媒介としての位置に立ちつつ、その政治性を発揮していくのである。重野における〈史学と道徳の関係〉の史学史的意義も、この点に求めなければならない。

第六章　久米邦武における神道論と古代史認識

本章では、筆禍事件を引き起こした久米の論考「神道は祭天の古俗」の内容、及び筆禍事件以後の神道論と神代を含めた古代史認識のあり方について論究した。久米事件の経過・意義については、大久保・宮地・鹿野政直・今井修らの先行研究によって明らかにされ、天皇制国家による学問弾圧事件として位置づけられているが、それは、近代日本において神道が国家神道体制という天皇制イデオロギーの基盤であり、久米の神道研究に対する国体論者・神道家の批判が久米の教授罷免という結果をもたらしたことを重視した評価であったろう。しかし、先行研究では筆禍を招いた論考における神道論自体への論究が表層的であり、筆者は、この点に論究しなければ久米史学を史学史に位置づけることが出来ないと考える。事実、久米は本論考において史学の立場から神道の歴史的考証を行う一方で、神道研究が「国体」の理論的強化に繋がることを主張しているからである。そのため、本研究では久米の神道論の性格を事件以降の神道関係論考とも併せて検討した。

久米の神道論の史学史的意義は、神話を史的事象の「譬喩」として考証することで、神代を「国史学」の古代史認識の中に確固として位置づけた点に求められる。久米の古代史認識のあり方を考える上で注意すべきは、久米が神代について後の津田左右吉のように古

代天皇制国家による作為性に配慮していない点である。これが当時の古代史研究の発展段階に制約されたものであったことは否めないが、そのことが却って久米の古代史理解を狭隘なものにし、「国体」論・「皇国史観」と通底した歴史認識をもたらす原因となっている。作為性への配慮に欠けている以上、久米において神代は記紀神話を史実の「譬喩」とする視点以外に論ずる根拠を見出すことができないからである。それゆえ、久米にとっての神代（＝仏教伝来以前の純粋な神道の存在期）とは、実在する「皇祖」の宗教的活動たる神道の教典そのものであり、かつ史実の「譬喩」の現れとならざるをえない。そして、久米史学の学問方法論が史料考証主義に立脚していた以上、記紀神話にしか考証の論拠を見出せない神代は、結果として神話に内在した形でしか論ずることができず、ゆえに久米の論ずる古代史は、神話を悉く歴史事象の表象と認識するところから出発せざるをえないのである。それゆえ、韓国併合に際しても、「日鮮同祖論」の立場から、「天神国神」の前での両国の「融和」を説くという論法で併合という帝国主義政策、及びその際に必然的に行われるイデオロギー政策としての国家神道体制の強制という民族抑圧政策を学問的に補完するものとなった。ここにおいて、久米の神道論は、史料考証を通して古代史認識の中に神代史を確固として位置づけ、実践性としての国家主義思想によって「国体」論・「皇国史観」的歴史認識との一体化をより強めていった。すなわち、思想（実践性＝国家主義思想＝「内なる天皇制」）が学問の性格を〈神道研究＝神道「国教」化志向＝古代史研究〉という形式に規定していくのであり、これが久米の神道論の帰着点であった。

一方、久米事件は、久米史学に内在していた史料考証主義・実践性・啓蒙主義の融合がもつ問題性を「国史学」の研究者に自覚せしめた事件であった。当時の「国史学」の主目的が国史編纂事業であり、史料考証もその過程で発達していったことを思えば、久米の神道論は明らかに啓蒙主義的に過度の思想性を表面に押し出す実践的性格のものであり、それゆえ修史事業廃絶後の史料編纂掛における掛員規約などに規制された後世の研究者によって「忘れられた歴史家」とされたのであろうが、史学史研究において問題としなければならないのはまさにこの点である。事件後、「国史学」の論考が「抹殺」論のような啓蒙的視点を排除したものとなり（それをある意味では堅実な学風と評するのかも知れないが）、稀に著される啓蒙的論考は、日清・日露戦争の勝利や韓国併合など大日本帝国にとって重要な画期となるべき事象を歴史的に正当化して称賛するようなもの、すなわち体制イデオロギーを補完・再生産する性格のものとなるのである。

第七章　近代「国史学」発展期の史学思想

一八九〇年代末から一九〇〇年代初頭にかけての「国史学」において注目すべき現象は、歴史理論の体系化の動向である。当時は、久米邦武筆禍事件を経て政府の修史事業が廃絶し、史料編纂事業が

東京帝国大学に移管され、「国史学」が対外的啓蒙活動を停止して史料考証に沈潜化していく時期であるが、その一方で「国史学」内部の若手研究者による史料考証主義への批判が歴史哲学に関する議論と相俟って『史学雑誌』上で展開されていき、その延長線上に内田銀蔵の精緻な史学理論が構築されていった。本章では、このような動向をふまえて、当時期の「国史学」の性格を史料考証への沈潜化の面と史学理論の発達情況の面から検討したうえで、特に内田銀蔵の「歴史理論」の問題を、学問と思想との理論的関係から検討した。

内田の言う「史学」において、歴史理論と歴史哲学、更には研究法と理論はそれぞれ明確に分離されていた。同時に学問（研究・研究法）と思想（歴史哲学・歴史観・歴史認識）も明確に区別され、「歴史理論」は「経歴」論としてその中間の位置に存在していた。そして、日本歴史の総体化を企図した著書『国史総論』における「経歴」論の具体的歴史認識は、日本歴史における「連綿性」に着目して「万世一系」の「国体」を特筆するものであり、この点において内田の歴史認識は「皇国史観」的歴史認識に搦め捕られていた。内田が、「歴史理論」などの抽象的議論に通暁し、他の論考で「国体」論的思想性を正面に押し出すことのない研究者であり、更に「総論」が史実の集積によって構成されているがゆえに、この『国史総論』は確立期の「国史学」における歴史認識の総体化が、結果的に「皇国史観」的歴史認識と一体化せざるをえなかったことの象徴的事例として位置づけられよう。それは、史学・歴史哲学・歴史理論・歴史研究法・歴史観・歴史認識などに対する精緻な概念規定に基づく議論を構築できる高度な学問的能力を保持しながらも、それらと自身の学問との間を結ぶ回路、すなわち学問と思想とを繋ぐ回路が切断され、思想性の問題が研究主体自身に投げ返されていたことによる。そして、学問と思想の分離が理論的に保証されることにおいて、内田の歴史認識は〈「歴史理論」＝「経歴」論＝「国史総論」＝特性としての「連綿性」〉という図式で「皇国史観」的歴史認識の柱である〈皇統一系〉の論理に搦め捕られることとなったのである。

第八章　帝国主義的歴史認識の形成

「国史学」の研究者は、自身の〈帝国日本意識〉とも言うべき歴史認識に基づき、各研究分野を通して日本の帝国主義化を歴史的に正当化・賛美する、対外的優越意識に立脚した論考を発表した。本章では、成立期の「国史学」における日朝同民族論・紀年論・広開土王碑文の関係論争から、更に日清・日露戦争期の神功皇后伝説と豊臣秀吉認識の再生産を経て、韓国併合の正当化の論理である日鮮同祖論の形成に至る過程を時間軸にし、検定・国定歴史教科書や星野恒・喜田貞吉らの〈帝国日本意識〉のあり方について論究した。

近代日本の帝国主義化と歩調を合わせるように、「国史学」は

『記紀』の〈神功皇后伝説＝三韓征伐〉を日朝同民族論というかたちで近代に復活させ、「広開土王碑」と合わせて古代日本の朝鮮半島支配を『記紀』の内容（神話も含む）に即して実証する議論を構築していき、その議論は、韓国併合を正当化する「日朝同祖論」、すなわち帝国主義イデオロギーを補完する歴史認識として機能することとなる。その一方で、〈秀吉認識＝英雄像〉は天皇制国家のイデオロギー政策の中で近代に復活し、〈神功皇后伝説〉とともに朝鮮半島侵略の歴史的正当化の論拠として再生産され、韓国併合においてその歴史認識の政治性が露呈することとなった。更には、日清・日露戦争の過程で〈蒙古襲来＝神風〉の認識も再生産されていった。このように、「国史学」は国家の対外政策を歴史認識の面で補完する役割を果たしたと言わざるをえない（そして、以上の三本柱が「皇国史観」的歴史認識における〈帝国主義的歴史認識〉の支柱となったことの立証は、天皇制ファシズム期の国定歴史教科書『初等科国史』（一九四三年）の内容を一瞥すれば十分であろう）。また、個々の研究主体において、おそらく日本の帝国主義化は「一等国」への発展過程として称揚の対象となっていただろう。本章で取り上げた多くの論考は、まさに〈帝国主義的歴史認識〉に貫かれた「実証主義」の性格をもつものであり、個々の研究主体における〈帝国日本意識〉の産物であった。それゆえ、続けて国家イデオロギーと学問との間に摩擦が起こったとしても、国家と思想的に一体化した基本構造が存在する以上、「国史学」の立場には最早変化はないだろう。

第九章　南北朝正閏問題

南北朝正閏問題は同年の大逆事件の発生という社会情勢を背景に引き起こされた事件である。国定歴史教科書の南北朝並立説の記載が、「万世一系ノ天皇」の国体のあり方に反するとして帝国議会において桂内閣批判と相俟って政治問題化した結果、教科書の改訂によって北朝の存在が抹消され、編修官である喜田貞吉が罷免された。それゆえ、従来の研究では、久米邦武筆禍事件と同様に天皇制国家による学問弾圧事件として位置づけられてきたのであるが、事件の当事者である喜田だけでなく、当時の史料編纂掛の中心的存在であった三上参次、さらには後に「国史学」の中心的存在となる黒板勝美などの南北朝史認識は、当時の論争の枠組みである南北朝並立論・南朝正統論などに位置づけられるものの、基本的には水戸学流の「皇国史観」的歴史認識と同質のものであった。本章では、特に三者の歴史認識と歴史教育認識を検討し、「国史学」と「皇国史観」的歴史認識及び天皇制教育の関係について論究した。

筆者は、南北朝正閏問題について、本質的には国家権力による学問弾圧の性格をもち、「国史」の分野における〈学問と教育の分離〉を決定づけたものであると認識したうえで、日本近代史学史的には、南北朝正閏論争という一連の過程が、近代「国史学」の学問方法論である考証史学の発展過程で形成された思想的問題――「皇国史観」に貫かれた「実証主義」――を研究主体において確立させる契

機となるものであったとする仮説を設定し、南北朝正閏論に対する「国史学」研究者の学問と思想の関係の問題と、その問題と不分離な〈学問（純正史学）と教育（応用史学）の分離〉の両問題の検討を基軸としながら、改めて南北朝正閏問題を近代日本史学史の文脈に位置づけ直した。事件の発端となる水戸学系国体論者の論説などに見られる南朝正統論の論理構成は〈皇統一系〉よりも南朝の「皇統」に対する「忠臣」の〈臣民道徳〉を重視するものであり、それゆえ論争は現実的思想問題として行われた。また、「国史学」は学問方法論である考証史学の史料考証主義によって両朝並立の立場を示していたが、成立期の研究者である重野は正閏論を批判しつつも、その歴史認識において水戸学系国体論者と同様に南朝の「忠臣」を明治維新の思想的原動力として位置づけるという、史学と道徳の二元性――史実と歴史認識（正閏論）の区別――を示していた。三上は考証史学と忠君愛国の両立を主張し、喜田は〈純正史学〉と〈応用史学〉とを分離させる国史教育論を主張していた。一方、論争において黒板は、史学と思想の関係を南朝正統論において一元化させるが、その営為は実質的に〈皇統一系〉・〈臣民道徳〉の歴史的一体性を保証する「皇国史観」的歴史認識を「国史学」の立場から補完するものであった。そして、この論争を通して〈純正史学〉と〈応用史学〉の分立が決定づけられ、「国史学」の研究主体における学問（史実・考証史学）と思想（歴史観・歴史認識）の関係は、近代天皇制国家のイデオロギーを相対化しえない形で確立することとなったのである。

第十章　一九二〇年代の「国史学」の史学思想

本章では、一九三〇年代の「国史学」の「三派鼎立」を指摘した成田龍一の見解を議論の糸口として、黒板勝美・平泉澄・羽仁五郎の史学思想について論究した。黒板・平泉・羽仁の三者は、それぞれ方法論の違いはあるものの、日本歴史の総体化を意識した「実証主義」批判を行った。黒板は一九二〇年代以後の「国史学」の中心的存在であり、『国史の研究』に代表される日本歴史の総体的認識を意識した論述を著した研究者であるが、その総体化は「皇国史観」的歴史認識に立脚したものであった。また、一九三五年の退官まで東大国史学科の中心的存在であり続け、退官後は法隆寺国宝保存協会会員や紀元二六百年祝典奉祝準備委員会委員を初めとする多くの職に従事しているが、その協会・委員会の多くは歴史認識において「皇国史観」を基盤とする国家事業であり、その意味において黒板の思想性は「国史学」の伝統的範疇を脱するものではなく、その学問の思想的根拠＝歴史観もその線に即したものであったと言えるだろう。また、平泉・羽仁は共にクローチェ歴史哲学の影響を受けながら「実証主義」批判を行ったという点において思想的根拠を共有するようでありながら、それぞれ相対立する歴史観に依拠した史学思想を構築した。すなわち、平泉がクローチェ哲学の実践性を「皇国史観」に依拠した「皇国史観史学」による国民教化に向けた

のに対して、羽仁はその実践性をクローチェの思想的立場とマルクス主義歴史観との融合によって「皇国史観」批判と反ファシズムに向けた。それゆえ、平泉と羽仁における史学思想の基盤は、現実に対する問題意識、すなわち歴史的現在を意識した主体性と対社会的実践性という点において共通する性格をもっていたが、その具体的な方向性を規定したものは、結局のところ自身が依拠する歴史観・歴史意識（対現実意識）の性格であったと考えざるをえない。ただし、あえて付言するならば、両者ともに従来の「国史学」のあり方を「実証主義」批判を通して否定的媒介と位置づけ、自身の学問の思想的根拠＝歴史観・歴史意識（対現実意識）を自覚的に構築していったこと自体は、日本近代史学史の一つの帰結として明確に位置づけなければならないだろう。

明治以降の近代「国史学」の展開において、明確な〈歴史観＝思想〉を自覚的に成立させえなかった研究主体は、結果として「三派鼎立」の思想情況の中で、黒板・平泉・羽仁に代表されるそれぞれの立場に分裂していくことになるが、その構造が成田の言うように戦後歴史学のあり方を規定した基本的構造であるとするならば、この問題を近代「国史学」が戦後歴史学（＝戦後「日本史学」）に残した思想的問題として位置づけることができるだろう。その意味において、近年提唱される「戦前・戦後の歴史学の総括」も、歴史事象を総体化しようとする際の研究主体の思想的根拠＝歴史観の問題を検討することでなければならず、総括がそうした方向性をもつことによって初めてその営為が「自由主義史観」等に対する思想的根拠ともなりうる有効性をもつことになるのではなかろうか。一九二〇年代における「国史学」の研究主体における「実証主義」批判と歴史事象の総体化との関係をめぐる史学思想のあり方を検討することは、その準備作業の一つともなりえるだろう。「国史学」の研究主体の思想的根拠＝歴史観の問題を更に掘り下げるためには、歴史観が決して「過去」の解釈のあり方のみを意味するのではなく、歴史的「現在」に生きる研究主体の「未来」への志向を含むものであることを改めて自覚しつつ、戦後歴史学の思想的問題を検討していく作業が不可欠の課題となるだろう。

終　章　戦後歴史学への視座

――戦後初期の天皇制論・歴史学論――

本章では、戦後歴史学の考察への展望として、戦後初期の羽仁五郎・津田左右吉の天皇制論と歴史学論を基軸にしながら、「戦後歴史学の総括」のための新たな課題としての石母田正の歴史学の位置づけへの展望を見出した。マルクス主義歴史学に多大な思想的影響を受けた羽仁の天皇制批判は、「人民史観」の立場から、過去の「人民」の歴史的状況を論じつつ「皇国史観」に立脚する天皇制理解の虚構性を暴露し、それを通して現在の「革命」の必然性を啓蒙していくという論法をとったが、その論法は現在の「人民」の思想的実質を問わずに、「人民」にあるべき理想の主体性を措定した半ば楽

観的なものであったと言わざるをえない（そして、その後の戦後歴史学において、ともすれば「歴史学の対社会的責任」・「歴史学の実践性」という言葉のもとに同様の論述がなされてきたことは言うまでもない）。羽仁の戦後の一連の史論は歴史学を現実変革の啓蒙のための手段とする性格をより強め、半ばアジテーター的な存在へ移行していくこととなった。一方、津田左右吉は周知のように天皇制擁護論の立場をとり、羽仁らの天皇制廃止論と対峙することとなったが、津田の議論で注意しなければならないことは、その天皇制擁護論が結果的に自身の古代史研究を弾圧した「皇国史観」的歴史認識をも擁護する性格のものであり、津田もやはり思想的には近代「国史学」の枠内の存在であったということである。マルクス主義歴史学を徹底的に批判する津田史学の性格は、結果的に〈歴史観＝思想〉の問題から距離を置いたことで、史料考証に没頭しつつ近代天皇制国家とそのイデオロギーを学問的に補完した近代「国史学」の性格そのものとならざるをえなかったのである。それゆえ、先行研究において、羽仁と津田の二項対立を止揚したと評される石母田の歴史学を、改めて本稿の文脈に即して検討していかなければならないだろう。同時期には、『昭和史』論争などの史学史的問題が山積している。そして、筆者は近年の「戦後歴史学の総括」の動向が、こうした山積した問題群を〈歴史学の自己省察〉の立場から論究しているようには思えない。本当に研究主体の間で「総括」の土台＝合意が成立しているならば、例えば、近年の「皇国史観」の派生形態たる「自由主義史観・新しい歴史教科書をつくる会」など一連の論客との議論が、歴史認識論争というかたちでは展開せず、むしろ相互が立脚する歴史観の問題として行われたはずと考えるからである。戦後歴史学は「学」の次元で、「自由主義史観」は「歴史観」の次元で論争を展開してきた。それは、言わば対極的立場での議論であったと言えよう。それゆえ、その対極の中間点としての歴史認識の次元で、史実の真偽・解釈のレベルに終始し、論争は事実上、実証レベルの議論と感情論的批判が相俟って展開した。以上の点をふまえて、筆者の今後の課題は、近代「国史学」の周縁状況への論究と併せて、戦後歴史学の問題に具体的に論究していくことにある。ただし、その論究視座が国民国家論やメタ・ヒストリーなどの主流の方向とは相違したものであることは言うまでもない。筆者の日本近代史学史研究に対する問題意識は、未だ戦後歴史学を担いつつ「実証主義」批判を展開した研究主体の立場――歴史学のもつ政治性を強く意識する立場――を超えるものではないからである。

補論1　山路愛山の史学思想
――在野史学研究序説――

本論では、在野史家の立場から「国史学」の学問的・体制的性格を批判した山路愛山の史論・「実証主義」批判を取り上げ、非官学アカデミズムの立場からの「国史学」の社会的評価のあり方を検討し、更に山路自身の史学思想の問題として、論考「日本の歴史に於

ける人権発達の痕迹」が国家主義思想と天皇制思想に裏打ちされたものであったことを明らかにすることで、在野史学に対する筆者なりの研究視座を提示した。

補論2　〈日本文化史〉論に関する一考察

近代「国史学」から戦後「日本史学」に通底する歴史認識の問題として、日本文化史論を取り上げ、その議論が、国家と社会との一体化を保証する政治イデオロギーの性格が強い歴史認識を生み出すものであったことについて論究した。行論では、辻善之助の言説をふまえ、更に戦後の家永三郎・尾藤正英の議論に通底するイデオロギー的問題に言及し、併せて『新しい歴史教科書』の文化史叙述の問題性などについて論究した。

補論3　〈日本思想史〉論に関する一考察

日本思想史論の形成過程の問題について、「国体」論としての井上哲次郎の国民道徳論をふまえ、それと比較していく方法で津田左右吉の「上代思想・国民思想」と村岡典嗣の日本思想史学の方法論的問題点について、「実証主義」批判の立場から論究した。

三　日本近代史学史研究における本研究の位置づけ

歴史的「現在」に生きる研究主体が史料批判を通して「過去」の史実を実証するだけに止まらず、史実を総合的に検証しながら一定の歴史像を構築し、「未来」への志向を指し示すことが歴史学に委ねられた本来的な学問的性格であることは言うまでもない。しかし、その営為に研究主体の「思想」が色濃く反映されることが、各研究主体においてどれほど自覚的に意識されているであろうか。ここでいう「思想」とは、決して研究題目の設定や史料選択の域に止まるものではなく、歴史的「現在」に生きる一個人としての研究主体がもつ歴史意識・歴史観・歴史認識、更にはその基層としてのイデオロギーにまで及ぶものである。そして、史学史研究が〈歴史学の自己省察〉の性格をもつものである以上、日本近代史学史の構図は、研究主体が対象とする学派・人物群・研究分野・研究方法論などによって個々に形作られるものとなるだろう。筆者は、本研究が対象とした近代「国史学」を基軸にした場合、日本近代史学史の構図が次のようになると考える。

一八八〇年代末に帝国大学国史科・修史局・史学会を体制的基盤として成立した「国史学」の発展は、学史においては大学の講座制度の拡充や史料編纂掛による史料編纂・出版事業、更には学会・研究分野の多様化の過程として理解することができる。しかし、研究主体の思想性に着目した場合、この過程は「国史学」の思想性を規定していく過程であったと言える。草創期の重野・久米らは、舌禍・筆禍事件を引き起こしながらも、自身の内に国家主義思想及び「皇国史観」的歴史認識と同質の思想性を胚胎していた。そして、久米邦武筆禍事件・南北朝正閏問題を経て、歴史学を実証的研究と

しての〈純正史学〉と「皇国史観」的歴史認識に完全に奉仕するものとしての〈応用史学〉とに区分するという二元論的体制の確立のなかで、「考証史学＝実証主義史学」としての歴史事象の個別的把握（個々の歴史事象の解明）と「歴史観・歴史認識」としての総体的把握（一定の思想性に基づく歴史の総体化）とは分離していき、後者において「皇国史観」的歴史認識と完全に一体化することとなった。それは換言すれば学問（実証的研究）と思想（歴史総体化）の分離であったと言ってよい。すなわち、「国史学」の研究主体は、意識の強弱に関わらず国家のイデオロギー政策を学問の立場から権威的に補完することで、天皇制国家の存続を保証するイデオロギーとしての「皇国史観」的歴史認識の存立を保証する存在となったのである。更に言えば、〈歴史観＝思想〉を自覚的に成立させえなかった以上、彼ら自身の歴史観・歴史意識の内に国家権力が主張したものと同質の歴史観・歴史意識、すなわち「内なる天皇制」とも呼ぶべき思想性が存在していたと考えることもできる。日本の土着思想（＝神道的宗教性に包摂された国家・社会観）に規定された日本歴史の総体化の基軸は、基本的には「皇国史観」の中核である記紀神話的世界以来の「万世一系ノ天皇」の理念に立脚する「国体」論的思考でしかありえなかったと言えるからである。そして、こうしたあり方は、「国史学」の対国家権力意識という点における思想的脆弱性を確実に再生産させ、最終的に石母田正に代表される草創期の戦後歴史学から、「実証主義」として一括呼称されるような学問的性格、すなわち「皇国史観」に貫かれた「実証主義」と呼ぶべき性格を確立させたのである。天皇制ファシズム下の現象はその思想史的帰結であった。この点においては、明治前期の福沢諭吉・田口卯吉の文明史論や、後期の徳富蘇峰・山路愛山の史論史学などのように、近代西洋の歴史観に影響を受けた在野史学の史論の思想性、すなわち歴史的現在に対する強い問題意識によって歴史事象を一定の歴史観に基づいて総体的に把握しようとする史学の性格の方が、思想的発展の可能性を内在していたものとして評価できる。そして、在野史学のような、歴史的現在に対する問題意識（政治的実践性）と史論とを一体化させるあり方はマルクス主義歴史学においても同様であった。研究主体における学問と政治的実践とを一体化したマルクス主義歴史学は、歴史における階級闘争を軸として日本歴史を世界史的な視野に立って総体的に把握することに努め、そうした立場から従来の「国史学」の実証的成果を総括していく形で成立したが、その史学思想が国家権力の存在を相対化するものであったがゆえに、近代天皇制国家とそのイデオロギー、とりわけそれを歴史的に正当化するために政治的に構成された「皇国史観」的歴史認識に対峙する思想性をもつこととなり、天皇制ファシズム下で抑圧の対象となり、この抑圧下での研究が戦後歴史学の成立と発展に多大なる影響を与えたことは周知の通りである。この文脈において、「国史学」の「実証主義」の性格は、マルクス主義歴史学の発達史上の否定的媒介物として位置づけることができるだろう。これが本研究に基づく筆者

自身の日本近代史学史の構図であり、研究を進めるに際しての仮説的見解であった。全十五章・補論三篇に亙る大部の本稿は、その論証を続けようとした筆者の研究史でもある。今後の研究課題は、本稿の問題意識・内容、諮問等の過程で浮き彫りになった問題点をふまえて、戦後「日本史学」の思想的問題を掘り下げていくことにある。（二〇〇六年五月二九日脱稿）

初出一覧

序　章　新稿

第一章　原題「近代日本史学史研究における問題意識」（『龍谷史壇』一一六号、二〇〇一年三月）に加筆。

第二章　原題「「皇国史観」研究序説―近代日本史学史研究の前提的問題として―」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二二集、二〇〇〇年）の前半部に大幅に加筆。

第三章　原題「近代「国史学」成立前史―近世日本史学思想史に関する一考察―」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二四集、二〇〇二年）の近世史学思想の論究部分、「皇国史観」研究序説―近代日本史学史研究の前提的問題として―」（前掲）の後半部分、「近代「国史学」の思想構造」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二五集、二〇〇三年）の「修史の詔」の検討部分にそれぞれ加筆して成稿。

第四章　原題「近代「国史学」の思想構造」（前掲）に加筆。尚、本稿は『日本史学年次別論文集』〔二〇〇三年版、朋文出版〕に転載。

第五章　原題「日本近代史学と近代天皇制国家2―重野安繹における「史学」と「道徳」―」（『国史学研究』第二四号、二〇〇〇年）に加筆。

第六章　原題「日本近代史学と近代天皇制国家―久米邦武筆禍事件に関する一考察―」（福嶋寛隆編『日本思想史における国家と宗教（下）』〔一九九九年、永田文昌堂〕）・「近代「国史学」の古代史認識―久米邦武の神道論について―」（『国史学研究』第二六号、二〇〇三年）に加筆して成稿。尚、後者は『日本史学年次別論文集』〔二〇〇三年版、朋文出版〕に転載。

第七章　新稿

第八章　新稿

第九章　新稿。尚、本稿は「「南北朝正閏問題」再考」と改題し、加筆・修正のうえ『日本史研究』五二八号（二〇〇六年八月）に掲載。

第十章　新稿

終　章　新稿

補論1　原題「近代日本における在野史学の研究―山路愛山の史学思想を中心に―」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』第二三集、二〇〇一年）

補論2　原題「〈日本文化史〉論に関する一考察」（『龍谷大学国際センター研究年報』第一三号、二〇〇四年）

補論3　原題「〈日本思想史〉論に関する一考察」（『龍谷大学国際センター研究年報』第一四号、二〇〇五年）

〔附記〕筆者の学位請求論文の作成について御指導を頂いた福嶋寛隆教授・平田厚志教授、また審査に加わって頂いた小島勝教授の学恩に感謝致します。